

真木和泉守伝研究の一節：未公開の母・妻・娘宛書翰の紹介を通じて

山口，宗之

<https://doi.org/10.15017/2236689>

出版情報：史淵. 103, pp.45-76, 1971-02-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

真木和泉守伝研究の一節

——未公開の母・妻・娘宛書翰の紹介を通じて——

山 口 宗 之

はじめに

さきに筆者は水天宮に所蔵される真木和泉守の家族宛未公開書翰を紹介、その問題点を解説したことがあった。すなわち安政六年妻睦子宛と推定される長文のもの一、年次不明であるが水田幽閉中のものと推定される睦子宛一、文久三年(カ)六月二一日娘小棹宛一、文久三年(カ)十一月一四日小棹宛一の計四通である。しかして(一)水田幽閉中真木が肥前・筑前地方巡歴の願望をもち(二)文久三年八月一八日政変前にあって討幕の成功を信じて妻子を京都によびよせることを念じ、かつ(三)真木が家族に対するこまやかな愛情の持主であり(四)彼を助け志士として活動した男菊四郎が、一〇代の少年のころ父をして少なからず心を痛めさせるほど性行奔放であったこと、などのささやかな指摘をした。¹⁾

その後筆者は水天宮当局の格別な理解と後援のもと残余の書翰について調査・研究を行なった結果あたらしく一四通の書翰の全文を紹介し、註釈を加え、従来の真木研究に欠落していたところの子として夫としてまた父としての彼の人間像に光りをあててみたいと思う。もとより家族宛私信の性質上、討幕論の唱始者としての政治思想面の新知見や、その基底となるべき重大な基礎事実を追加し得たのでは決してない。しかしながら現今の幕末維新史研究を一步前進させるためには、維新運動の直接的推進者たる志士についての基礎研究の積み重ねこそ急務であると信ずるゆえに、あえて本論の筆をとった。

なお、さきに紹介した四通を加えると未公開の真木書翰は二三通となるが、水天宮にはなお数通が蔵せられている。またそのほかにも『真木和泉守遺文』編者が告白するように、いまだ世にあらわれぬ真木の自筆書翰ないし関係史料は数多いことと思われる。大方の御垂教をお願いする次第である。

(1) 小論『真木和泉守遺文』未収の家族宛書翰について(『日本歴史二五〇』)。

(2) 同書凡例、および補遺(九一九ページ)、参照。

1、安政四年暮(カ) 母柳子宛

かへすく

寒中御きけんよろしくおくらし被遊、めで度存上参らせ候。さて外記参り小棹りゑんの事聞、おとろき申候。しかしこれまでのゑんにて致しかた御さなく、小棹これよりいよ／＼ひょうばんよろしく候ハゞ、かへりてくらしよき所に参り可被下とぞんじ参らせ候。けして山本の事よしもあしも申さぬがよろしとぞんじ参らせ候。どう具ハそせぬ様にしてなほしおき可被下候。小棹もしばらくハ猶さらどこにも参り不申様につゝしむがよろしく御ざ候。はつか一年にもたらず、私もゆめの様に御座候。山本もこれからどうなり可申哉。たいていのものにてはすたり申間敷ぞんじ参らせ候。いつれめで度かぜもふき可申とたのしみ申候。めで度かしく。

(1) 真木外記、直人といひ真木の末弟。弘化四年(一八四七)二月真木は外記のため銀五三枚をもって三瀨郡安武村本村字上野(現久留米市安武本町、水天宮からそれほど遠くない。)に檣畑七畝を購入、分家させた(宇高浩『真木和泉守』以下『守』と略称する)七二七三ページ)。

(2) 真木の長女小棹、天保一〇年(一八三九)生。安政四年(一八五七)山本善次郎に嫁したが不縁となり実家に戻る。以後父の留守、兄主馬の再三にわたる幽閑・謹慎の間「主馬の留守にてさぞ／＼心ほそく存せられ候。そなた主になりてほどよく御をさめ可被下候」(元治元・正・一二、小棹宛真木書翰)『真木和泉守遺文』以下『遺文』と略称する)三一五ページ)『小棹事

今は主馬・菊四郎よりもたのみにぞんじ候間云々」(元治元・五・一四、母妻娘宛真木書翰 八同三一九ページ) というように、一家の中心となってよく重責を果した。後条に出る彼女宛の真木書翰もそれを裏書してあまりある。なお明治三年に至り御原郡井上村(現三井郡小郡町井上)の大地主で真木の同志として行動した樋口胖四郎(維新後戸長・県会議員となる)に再嫁し、大正一四年まで存命した。

(3) 小棹が不縁になった山本家のことであろう。

(4) 「痛まぬようにしてしまっておきなさい」との意味である。

(5) 「わずか」である。

真木の愛娘小棹が母睦子の実家(石原家)の縁戚たる久留米の豪富者山本伝之進康平の長男善次郎応平に嫁いたのは安政四年二月二日、小棹一九歳の春であった。しかるに小棹は世故になれず家風の相違もあって(『守』二五)、同年一二月一三日離縁となり実家に戻ったのである。「寤寐髣髴不得忘、資性賢貞才少有云々」と詠じ(哀哉歌十首「遺」)「じざいかぎ」「ひとへ艸」を草して女の道をさとすほど愛した一人娘であったが、したしく婚礼の席にのぞむことも叶わなかったのに加えて、破婚の報に接した孤独の父の悲しみは推察するに足る。いうまでもなく本書翰は安政四年暮のものと断じてよろしからう。

本書翰を母宛のものとしたのは、彼が妻・娘に対してはみずからを「わし」と呼び、母・姉に対しては「私」「わたくし」とするすのを例にしているため、これを母宛と推定したのである。

2、安政四年(力) 娘小棹宛

かへすく

御文拝見いたし候。先づく御無事のよしめで度ぞんじ参らせ候。わしもとやかくくらし居申候。そなたの事もいかゝなり候哉、さためめで度なり可申候とぞんじ参らせ候。なに事も天にまかせ、あまりせまり申されず候様ぞんじ参らせ

候。わしもほどなくめで度なり可申しとたのしみ申居候。まづはあら／＼めで度かしく。

小棹どの

内用無事

父か

(1) 「心配しないで」との意であらう。

「わしもほどなくめで度なり可申」という書き方から、水田在住中のものと思われる。小棹の「めで度」いことが安政四年二月山本善次郎との結婚(婚約成ったのは三年一〇月)前におけるものか、婚家との折り合いが悪くなったところか、それとも同年一二月離縁となり実家に戻ってからのことか、つまびらかでない。しかし全体の調子からみておそらくは離婚後——安政四年一二月以降のもののように想像される。

3、安政四年暮(カ) 母柳子および娘小棹宛

かへす／＼

歳暮の御祝義めて度申おさめ候。今日は色々おくり物ありがたくぞんじあげ参らせ候。たびは忝そく又々ありがたくぞんじあげ参らせ候。

一、小棹へ申いり候。そなたも七日夫せ^(ママ)まゝて又々かへる様に相成候よし。めて度ぞんじ参らせ候。しかしかのうちもむつかしき内のよし。此のうへはそなたりやうけんしだいに候間とくとかんがへ可被成候。春にもなり候てゆる／＼とはなしも致し候半とぞんじ参らせ候。

一、あなた様に御手拭^(ママ)物さしあけし外にはとゞき不申候。いまがなんぎのさい中にて御ざ候。いつれ春ならば申上候。早々めで度かしく。

和泉守

母上様

小棹どの

(1) 「七日おきに」の意か？

文面からおして水田在任時代、それも小棹の婚家山本家問題でゴタゴタのあった安政四年暮のものではないかと想像される。しかし小棹が実家に帰ったのは二月一三日であるが、文意は小棹がまた婚家へ戻ることを真木がはげましているようにも受け取れる。そう考えると一三日以後でなければならぬはずの「歳暮の御祝」と矛盾を免れない。この点疑いをのこしておく。

4、安政五年一月(カ)妻睦子宛

松次郎江おことづけの御文拝見いたし候。まづくおさはりなくめで度存じ参らせ候。わしも出来物もなほりせんし(3)ゃくもよろしくきぶんもよろしく御ざ候。御あんもし可被下候。そなたとかく御ふあんばいのよし。どうぞきつく(4)なし申候様に被成様存じ参らせ候。此の春はそここ志ばるなど御座候よし。いましばらくの事ゆゑおこらへ可被成候。わしのかへり候うへにてはいか様にてもよろしく、それまでは御しんぼう被成可被下候。おもともいましばらくはこらへ候様に御頼申候。おたちも秋になり候様のはなしも御ざ候よし。それなれば猶さらたのしみにて御座候。いつれあまりとをくもなしと察し申候。

- 一、左助よりしゆきつ(7)おくり忝存じ参らせ候。申遣され候通りに五ツ遣し申候。そなたにてかこひおき可被下候。
- 一、せきたこ式ツゆで申候て遣し候。皆々うちよりおあがり可被下候。
- 一、驚たいぶんよろしくなり申候間、二月の中ばにはさしあげ申度、そなたもせは被成可被下候。
- 一、此あはせうらめしく相成候間遣申候。どうぞいよしま(11)にてもおもとめおもてがへして御遣し可被下候。あか茶のぼう

しまか又は去冬啓太もとめ申候様のしまかよろしくお頼申候。きもの皆々よこれこまり申候。一ツはこなたにてせんたく致しいんきよやに頼候つもりに御ざ候。

一、菊四郎¹³十六才になりそどくいかゞとそれのみあんじ申候。此春は文平¹⁴に頼み申度、べんとうもたせ一日遣しおき申度ぞんじ参らせ候。もはやじぶんからおもひ立可申と存じ候。ちとしづかに申しきかせ可被下候。此ものはわしもつもり御ざ候間はかくもんは十分致させ申度ぞんじ参らせ候。

一、主馬よりかみかたさけ遣し久しぶりよろしく、いま五合ばかりもらひ申度よろしくおはからひ可被下候。

一、つくし添¹⁵、又のたよりにはいまして少し可被下候。

一、色々相談致度事御ざ候へども筆の先にてはかなひ不申こまり申候。ま次郎¹⁶もちかゝめで度事ありそうに申候よし。ひそゝのり出むつかしくこまり申候。いつれ二月末までには少しばかり可申と存じ参らせ候。又のおさと殿¹⁷おかねと¹⁸のさそゝ待長く候半と察し申候。此春はいづれめで度と存じ候。めで度かしく。

泉州

おむつどの

内用ぶじ

(1) 『南樞日録』卷三、安政四年八月朔日の条に「紫灘失二僕。予囑¹⁹本坊清吉。々々乃得²⁰之折地村。名松次郎。即遣²¹之紫灘」。とある(『遺文』四七一ページ)。このちしばしば使いの役として同日記にあらわれている。

(2) 腫瘍のこと。

(3) 疔癩。胸・腹がさしこむこと。『南樞日録』卷四によると安政五年正月一二日に「予疔大発」とみえ、一三・一四・一五日と痛んでいる(『遺文』四八一ページ)。

(4) 「ひよへ」との意。

(5) 小棹の別名。『南樞日録』卷三、安政四年正月二三日の条に「茂富者小棹之所更之名也」とある(『遺文』四六〇ページ)。

- (6) 久留米藩主有馬頼成の参勤土府のこと。
- (7) 次出の書翰に「佐助と申すもの山本のさいそく人にて」とあるゆえ、小棹の不縁になった婚家山本家の配下の人物であろう。
- (8) 「朱橋」？
- (9) 「世話」である。
- (10) 「痛んでくる」の意。
- (11) 伊予綺。
- (12) 真木の弟大鳥居信臣の養父母八兵衛・恵のことではなからうか。二人とも文久元年まで存命している。
- (13) 真木の四男（実際は次男）、名は道武、弦。少年のころ行状おさまらなかつたが（小論『真木和泉守遺文』未収の家族宛書翰について）八日本歴史二五〇〇、文久二年二月真木の鹿兒島脱出に随行して以来父の手足となって奔走、父の死後薩長和約をとなえ活動したが慶応元年二月下関で暗殺される。年二三。
- (14) 久留米藩家老有馬主膳の臣柴山文平、名は富典、号は屏山。天保学につながる人物の一人で嘉永五年真木ら一党受讒に際し、彼もまた楨斥せられたという。三瀨郡中木村（現大川市大字中木室）に中木塾をひらいた。
- (15) 上方の酒。『南樞日録』安政六年二月三日の条に「道文（佐忠）贈丹釀。乃呼諸子酌」とあり（『遺文』五一四ページ）、文久元年正月二三日に同志原道太よりおくられた丹釀を諸友と飲んでゐる（同五三八ページ）。ただし丹釀は久留米瀬之下の産
- 〔守』二二九ページ〕。
- (16) 「つくし」を貰い、ありがたいの意。
- (17) 真木の甥大鳥居次郎（信謹）であろう。『南樞日録』安政四、五年頃「次郎」「二郎」の名がしきりに出る。
- (18) 水野又蔵（淡水翁）、又次郎といった名が『南樞日録』にあらわれるが何らかの関係があらうか？
- (19) (20) 不明。

本書翰は安政五年一月ごろのものと思われる。天保一四年出生の菊四郎が一六歳になっているゆえである。水田配流以来まる五年過ぎた。妻睦子の健康すぐれぬのを心配しているが、安政初年来肺疾・咯血の気味あったのがまだ尾をひいていたのであろうか。芝居見物等も今しばらくさしひかえることをすすめるかたわら、みずから「たこ」をゆでておくり、手すさびに驚の世話をすすめるというあたりには、夫として一家の主人としての細やかな心遣いがあふれているといえよ

う。また「あわせ」の仕立について柄の好みを注文し、上等の銘酒の無心を長男主馬に依頼しているあたりには、行動的志士真木のもつ今ひとつの面をあげやかに知ることができる。ときあたかも中央政局は条約勅許と將軍継嗣問題をめぐり江戸・京都において一橋・紀州両派の間へ激烈な対抗関係のもたれたときである。諸方面の情報蒐集に余念のなかつた真木は、このうごきを当然聞き知っていたことであろう。「ちか／＼めで度事」を期待する気持は、彼の胸の中にうずまいていたと思われる。末子菊四郎の行状に対する配慮が一入深かつたことについては先に紹介した小論でふれた。

なお真木赦免の風評は前に安政三年にもあり、藩主の参府出発のころであった。『遺文』所収の安政三年妻睦子宛書翰に「御たちも明日になり候へども、何のおとさともなく、又々だまされ申候（中略）御たちすぎにはめで度かぜ吹さうに見ゆとうかひ申候よし云々」の記述があり（三〇一―三〇二ページ）、このときも彼が赦免を心待ちしていたことがわかる。「又々だまされ申候」とあるのは参府の前後ごとに赦免の風評が流れていたのであろうか。ちなみに藩主頼成は安政五年五月朔日参府登營している（『維新史料』巻二）。

5、安政五年一月（カ）妻睦子宛

こま／＼との御文拝見いたし候。またよかんつよく大にこまり申候。そなたにもめあしく又色々申ぶん御座候よし。どうぞ／＼色々とうしやうしてたつしやになり可被成候。わしも先日よりうつしものつめて致し候ゆゑにや又々あしはれ、時にはひざねつさし申候てこまり申候間、四五日は立てばかりをり申候。外にはなんぞかはりも御ざなく候。主馬はいたみ申候よし。もとよりはなみあしく、どうぞきつい事にならぬ様にと存じ候。きうなとおすゝめ可被成候。小棹もふあんばいのよしきのどくに存じ参らせ候。

一、主馬のかゝの事、津田などは内かた風ぎもよろしくよかりそうなものと存じ参らせ候。遠山もよろしくどうでわしがかへるとぢぎにとりかゝり可申と存じ参らせ候。

一、小棹の事は佐助と申すもの山本のさいそく人にて此へんかゝり申居候よし。らいこうじに二度も三度も参りせわ致し
くれ候様に頼申候よし。善次郎より内々はなし聞候よし。もしそれになれば小棹にこまごともあると申候よしなれば、お
つるにもみゝに入候事かと察し申候。啓太とも相談致し申候所、らいこうじは今にては猶さらわしにちかく候間、おして
とりかゝり候てはいかゝに候間、先日見合せおき申候。善次郎の心が志れ申候間、わしがかへるまでにてよろしかろうと
ぞんじ参らせ候。わしなればことによりては伝之進にちぎたいにはなし致し候てもよろしく存し候。

一、菊四郎も手習など心かけ申候よし。うれ敷ぞんじ参らせ候。どうぞそなたがおどしかけおき可被下候。三月末
までかとぞんじ参らせ候。にはかにかへり度日々をゆびををりかんがへ待居申候。水野・木村などもさぞと察し申候。

一、おめしものゝ事、主馬うたがひ申候よし。これはしらずゆえと存じ候。わかとのゝ時はきりのとうをわりきりにして
めすが大良院様はしまり候哉。きけん院様はいつもこのもんにて御ざ候。さて又十六七の時のしたてとぞんじ候間、わ
るさにてきよごし被遊候哉平太夫もき申候哉、わしは少しかんがへ申候所ありてやはりあなたの御あかと察し候。ともか
くもおなふしきき可被成候。

一、すみわた入白いを母様よりこうばし忝ぞんじ参らせ候。よろしく御礼申上可被下候。此節はつくし参り候哉とたのし
み居申候。

一、水田下町にて嘉右衛門と申もの八十七にて賀の祝致し、もちいんきやがもらひ申候間遣し候。少しつゝ御祝ひ可被
成候。わしも大かた是から七十日ばかり致したらば、なみのぬれぎぬかきすてゝかすみの衣にきかへ可申、そのうへには
母様の御祝めて度致しあげ可申とたのしみ申居候。先づはあらゝめ度かしく。

おむつどの

和泉守

内用無事

- (1) 眼の病か？
- (2) 灸である。
- (3) 嗣子主馬の妻の詮索である。主馬は明治元年三四歳のとき久留米藩奏者番列堀江市郎兵衛の娘まきを娶った(『守』九〇二ページ)。
- (4) (5) 不明。
- (6) 小棹の婚家山本家のことであろう。
- (7) 来迎寺。禅宗五山派、水田天満宮大鳥居家の菩提寺。
- (8) 小棹の夫山本善次郎応平であろう。
- (9) 大鳥居信臣の養父八兵衛の弟勤兵衛の娘。
- (10) 小棹の夫善次郎の父山本伝之進康平。
- (11) 水野丹後であろう。嘉永大獄で永預けとなる。
- (12) 木村三郎であろう。嘉永大獄で揚屋入りとなる。
- (13) わがとの、すなわち現藩主頼威か？『南僊日録』ではほとんど「公」となっている。
- (14) 久留米九代藩主有馬頼徳。
- (15) 義源院すなわち久留米一〇代藩主頼永であろう。
- (16) 不明。
- (17) 水田天満宮本坊の留守居喜助の娘。
- (18) 麦こがしのことである。
- (19) 不明。
- (20) 真木の弟大鳥居信臣の養父八兵衛夫婦のことであろう。
- (21) 母柳子の古稀の祝いであろう。寛政元年生れの柳子は安政五年七〇歳となっている。

水田幽囚中のものであることはあきらかである。「よかん」つよいころで「三月末」まで七十日ばかりにあたる個所を『南僊日録』の該当部分にあたってみる。まずこれよりすこしまえから真木に脚疾―足のはれ痛みがあり、他には病いも

なかったとある部分を手がかりにしらべてみると嘉永六年正月二二日の条に「余頃者脚腫。文洞与薬且灸。至今日凡八日。不直不験。而反加腫云々」とあり、『遺文』三七七ページ)、安政元年二月二三日の条に「予脚病未癒。不得助之(大鳥居家の楳払い)也」という文字が目につく(同四二〇ページ)。しかし本書翰にはつづいて小棹の婚家山本家との問題のなりゆきについて心配し、増善次郎、その父伝之進との交渉にみずからあたってもよいというような配慮をみせているところから考えてみると、嘉永六年正月ないし安政元年末とするのはいささか無理のようである。小棹の縁談がととのつたのを真木が聞き知ったのは安政三年一〇月二二日であり、それ以前には山本云々の記事は皆無である。小棹嫁入りについて妻睦子と談じたのは安政四年正月二三日の条にはじめてみえ、同二三日夜小棹は叔父外記とともに暇乞いに山梶窩をたずねている(同四五九〜四六〇ページ)。こういったところから勘案するに本書翰は小棹の問題で山本家との関係が生じたあとのものと考えるのが無難であり、しかも文章の調子からみて安政四年一二月小棹破婚にともなう事後処理のころのもののように思われる。すなわちまだ余寒去らず、三月末まで二カ月以上の期間があるとすれば、本書翰を安政五年一月初旬中ごろのものとするのが可能ではあるまいか。そうすると文中の菊四郎の手習云々に彼が心を勞しているくだりと符合するのではないか。菊四郎は当時一六歳、翌六年はじめにかけてその習字塾をどうするか、彼が思慮をめぐらしていたころである。

さらに後条の書翰にもみえていることであるが(ただし『南僊日録』には関係記事皆無である)、このころ嘉永大獄関係者赦免の噂が流れていたのであろうか。「七十日ばかり致し」「三月末」になったならこれまでの汚名暗れ、無事実家に帰れるであろう、旧同志の水野正名・木村三郎らも同様にその日の到来を鶴首しているであろうというあたり、実感のせまるものがある。しかも事実はずべて糠よろこびに終ってしまうのである。

6、安政五〜六年頃(カ)妻睦子宛

庄山とねり⁽¹⁾初入に参り候間一寸たちより候様に^(なれ)未^(なれ)ため一筆申入候。菊四郎事いかゞなり候哉と日々たよりを相待ち申候。そなたを夜々申きかせのついでに「此節おとつ殿も色々としんろう被成候よしに付、そなたも一きま^(マ)はりこみ^(ミ)申候様になくはならず。わしもおなごおやの事にてなに事もおもう様になり不申、そなたのはりこみしだいにてはのちはそなたの存より通りにいか様にても致しかたあり候間、此節は人にまかれ^(マ)一はりこみしてそなたのきしょうを人に見せられ候様にとくれくぞんじ候。おとつ殿もむかしとちがひ今はむつかしくなり被成候間、おめくとした返事など致し候てはそなたのためになり間敷く、おとつ殿もよろこび被成候様に一きしよう見せ、を^(ミ)とこいはれ候様」とおはなしおき可被下候。とねりはおりあひ候を^(ミ)とこにてきつかひも御ざなく候間、そなたの筆にまはらぬ事は色ろくおことつけ可被成候。一寸此よし申入度めで度かしく。

又のたよりに見事のかき半れんお遣し可被下候。

おむつとの

和泉守

内用無事

- (1) 庄山舎人。名は敏功、号は堰蒲。水田における真木の門人の一人。文久二年二月真木の脱出後投獄。翌年上京し三条実美の守衛となつたが八・一八政変後帰国またも囚禁され慶応三年に至る。明治四〇年歿六八歳。「庄山翁維新前勤王事蹟談話筆記」(庄山舎人勤王談)がある。(小論「真木和泉守関係未刊史料研究——『庄山翁維新前勤王事蹟談話筆記』——」久留米工業高等専門学校研究報告九/参照)。
- (2) 年頭に妻の実家へ挨拶に赴くこと。このとき庄山は一九〜二〇歳。
- (3) 父、ここでは真木自身のことであろう。以下「」内は直接話法のかたちで睦子が菊四郎に与える訓戒となっている。
- (4) 菊四郎のことである。
- (5) ひと頭張りすること。

(6) 睦子のことである。

(7) 人のいうことに従うこと。

(8) 話し合いのしやすい男といった意味であらうか。

水田幽囚中、おそらくは安政五(六)年ごろのものである。当時一六(七)歳の少年で行状のおさまらなかつた菊四郎に對する訓戒の仕方を妻睦子宛こまごまとした直接話法の型式をもつて示したものであらう。少年の心をなだめ、すかし、激励し、奮発を待つという、まことに行き届いたものである。前条書翰に「此ものはわしもつもし御ざ候間はかくもんは十分致させ申候」とあり、また後条にも菊四郎に関する文字が頻出していることから真木がこの末子の将来に格別な期待をかけていたことがしのばれる。

7、安政五(六)年頃(カ)妻睦子宛(カ)

かへすく

こま(一)くとの御文拝見いたし候。大(二)ふんかんあひよろしくくらしよく相成申候。さてそなたの病きも少しはよろしきよしうれしく存じ参らせ候。なるほとかんがへの通りきもちよくしてをるがよろしく御ざ候。

一、き(三)く事は御手ぬけへあるましく、やはり主馬とよくく相談してとりはからひ被成候うちにへよろしき事になりゆき可甲とぞんじ参らせ候。

一、すすむ(四)し・米・はま(五)やぎ・しよう(六)がとふ忝ぞんじ参らせ候。まち(七)吉なるべくへかへり申度申候間あらく返事申入候。いつれちかきうち(八)に又々たより御ざ候節くわしく可申入候。めで度かしく。小棹(九)にべつに返事遣し不申候間歳時記はかけ(十)とり申候事申さけ可被下候。

(1) 気候がほどよくなつてくる意味であらう。

(2) 菊四郎。

(3) 鈴虫？

(4) 鯛の浜焼であろうか。

(5) 生姜糖であろう。

(6) 不明。

文面から水田幽囚中のものと察せられる。安政元年四月妻睦子に肺疾・喀血のことあるを知り、翌二年も平癒せず快方に向うにしばらく時を必要とした旨が知られていること、また安政五～六年のころ一六～一七歳の菊四郎の師をいかにすべきかについて真木がいろいろ心勞していること〔「守」二四九ページ、小論「真木和泉守遺文」未〕、〔收の家族宛書翰について〕〔日本歴史二五〇〕、などによって本書翰を安政末年妻睦子宛のものとして推測する。

8、安政五～六年頃（カ）妻睦子宛（カ）

（前欠）御返事御まち申候。

一、菊四郎事はどうなり申候哉と日々たよりを相待申候。とてもわしの所にてなくてハむつかしく、しかしながら水田と申所よろしからぬ所にて大小さしも御ざらへども、さむらひとちがひふぎやうぎにてとかくだらけものばかり、しかしあまりほうとうと申ほどにも御ざなく、菊四郎参り候ハ、友だち大じにて御ざ候間皆々ひきたてかたをかへ申候て一きわあかり申候様に致し度とぞんじ参らせ候。

一、おつるとのはなむけの事だんくむりの相談ばかり申し遣しさぞくめいわくとぞんじ参らせ候。しかしほん人ばかりにて御ざなく皆々大よろこびにて御ざ候。たんすも出来きものもいくらもおおひも出来

（以下、二〇行欠損）

久留米とちがひ次男も三男もちやうれんにとも出申候よし。ぶげい大ぶん致し居候よし。をぢなと二人やはり同村に居申候よし。をぢの江上六郎と申人の妻へ十間屋敷いなばより参り候。せひと申候間啓太一人同夜参り申候所大にほとめき申候よし。きよ水のうしろの山をうけ、ろじハ山とたに川ありてよろしき所と申候。どうぞきにいりておりあひ申候様に致し度ぞんじ候。とりあつめあらく申入候。きやくの事へまったく主馬の存じ付の様にして致候になくはなり不申、内々にて御返事相待申候。めて度かしく。

(1) 士分の者。

(2) 真木の弟大鳥居信臣の妻の父大鳥居八兵衛信宜の弟で附近に別居していた大鳥居勤兵衛の娘お鶴であろう。後年真木一党の人として活動した宮崎土太郎の姉である。土太郎は天保一二年の生まれで真木の水田時代は一二三歳にあたる。その姉お鶴のおそらくは婚礼と思われるが、年代的にはほぼ適合するようである。

(3) 調練？

(4) 不詳。「南僊日録」文久元年四月二七日の条に「江上兵来。即還」。とあるが(「遺文」五四二ページ)、何らかの関連があるか？

(5) 現久留米市日吉町。ここには宮原家へ嫁いだ長姉駒子がいた。

(6) 真木の弟大鳥居信臣。

(7) 「敬待する」意味の方言。

安政六年妻睦子へ宛て菊四郎の行状がおさまらないのを心配し将来を案じた情意あふれる書翰についてはすでに紹介したが(小論「真木和泉守遺文」未収の家族宛、おそらくこの前後頃のもの)と推察される。宇高浩氏によれば安政六年一七歳となった菊四郎をいずこに学ばせるかについて啓太・小野加賀・外記の三弟に議せしめ、三猪郡中木村の中木塾に決めた。同年一月二日真木は菊四郎を山柵窩に呼び、いましめるところがあった(「守」二四九)。なお水田住人(補註)に対し「さむらひとちがひぶぎやうぎにてとかくだらけもの」といった不満がのべられるが、ここにわれわれは真木の中にある武士階級意識をみとめることができる。

〔補註〕「山樞窩塾勤王家一覽表」〔筑後郷土史研究会『溯上兄弟』九二〜九三ページ〕によると真木の周囲に集まった水田の人々の身分は藩士一（古賀簡二）、里正三、医師四、神官七（大部分は天満宮関係者）となっていた（石田乙次郎『山樞窩忠士伝』并照）。

9、年不明・水田幽囚中（九）妻睦子宛

かへすく

菊⁽¹⁾どの御祝儀めで度申納候。さてそなたかん病またすきと御さなきよし。さぞく御なんぎと察し申候。とうそたてか
はぬ様に被成様ぞんじ参らせ候。此へんは大ぶんおさまり申候。今日は色々と御遣し被下深く忝ぞんじ参らせ候。今月は
度々人参らぬへならぬまま今日は待居不申候。そなたの見事のかます深く忝、これはやき申候てたべ申され候間一人者
はよろしく御ざ候。今日へめづらしきぢしん返事かき居候所にゆり出し大におどろき申候。又ことしも度々ゆり可申と存
じ参らせ候。どうぞ用心して居可被成候。又のたよりには冬のもの色々御遣し可被下候。しんせん^(用九)わ遣ものもおきをそへ
可被下候。さためてわしの所にも見へ可申、一寸さけなりと出し申さねへならぬかとぞんじ参らせ候。先づはあらく
めで度かしく。石原⁽²⁾の母様へついでによりしく申あげ可被下候。久しく手かみも遣し不申候。

和泉守

おむつこの

内用無事

(1) 菊四郎に関することと思ふが、未詳。

(2) 妻睦子の母。睦子は久留米藩御馬廻組粟生一左衛門の養女であるが、実父は屋号を木屋と称し材木および造酒を業とする豪富者で郷士の籍を持つ石原与左衛門であった。その妻順は御原郡井上村樋口家の出であり、睦子の実母である。

おそらく水田時代のものと推察される。この日かなりつよい地震が何べんかくり返してきたとされているが、『南徳日録』によると安政元年一月五日夕方大地震、日没後小震、夜に入つてのちもしばしば来震し、「子遭_レ地震_一固多。而未_レ有_レ此甚_二也」とのべている(『遺文』四二)。なおこの地震は六・七日とつづいた。一方「見事のかます」とあるが、九州地方では「秋がます」と称し、冬にかけて賞味する。したがつてこの書翰は安政元年秋冬のものである可能性が大きいことを指摘しておく。

10、年不明五月中旬・水田幽囚中(カ) 妻睦子宛(カ)

かへすく

お文拜見いたし候。はんげ水_一もとうやら出_レず候て相すみ可申候と存じ参らせ候。とうて六月末に今一水出は不申哉と存じ参らせ候。なにはさておけ、たれも身ようじんさへすればよしと存参らせ候。どうぞはれあがり候て、あまりあつくならぬうちに皆々きうを可被成候。わしも致可申と存じ候。さてもはや五月も中にはなり日夜待_一とをたのみ御座候。あまりとをき事にてはなしと存じ参らせ候。口をしくおもはれ候事はもつともと存じ参らせ候へども、しばらくころへ可被下候。一、遣し物もなにもほしく御座なく候。たはこ・けしすみ・あふらはかり御遣し可被下候。なにでも今しばらくゆゑ少しづつ御遣可被成、たばこは多きがよろしく御座候。

一、ねまき・ござは御遣可被下候。先づはあら／＼めで度かしく。

和泉守

おむつどの

内用無事

(1) 半夏生(夏至より二日目)前後の出水の謂であらう。

(2) 灸である。

(3) このところ意味不明。

文面からおして水田幽閉中のものと判断される。宇高浩氏によれば幽閉の初期には悶々の思いにたえず、詩歌も哀調また憤懣の情が流れていたという(『守』二二二)。遠からず赦免せられるであろうから差し入れ物はなるべく少しづつがよいとのことばがあるが、先出の安政五年一月(カ)妻睦子宛書翰に赦免の日が近いであろうことを匂わせることがあったが、これに相応ずる時期のものであろうか。ただし赦免の風評云々について『南僊日録』には該当箇所がない。したがってこのような云い方は彼が本心そう信すべき状況の中におかれたためか、それとも家族へのいたわりのゆえか、にわかには断ずることができない。

11、年不明・水田幽囚中(カ)宛先不明

くすりさけ

よわく、りういん、ねあせかき、とかく申ぶんあるもの少したべ申候てよろし。めったにこしらへ出来不申候間、内

かたはかり御あがり可被成候。

一、母様はよろしからずと存じ候。

一、おむつ小さかつきにて二はいつゝ三日。

一、主馬も少しはよろしかるべし。

一、小棹一はいつゝにて三日も五日もよろし。

一、菊はのほせつよく候て外に申ぶんなくはよろしからず。

一、十間屋敷あねさんとは少しよろしかるべし。

右

薬酒

南³

(1) 薬酒のこと。『南僊日録』万延元年四月一三日の条に辛子(菜種)の收穫作業を手伝った真木が大いに疲れ、夜寝酒を用いたことがしるされている(『遺文』五二五ページ)が、何らかの関係があるか?

(2) 宮原氏に嫁した長姉駒子のこと。

(3) 末詳。

水田時代のものとは推察される。薬酒の用い方について家族のものへのこまごました心遣いであるが、寝汗をかき身体に異状ある者が飲用すれば薬効があるとしている点、肺疾に犯された時期の妻睦子との関連が臆測せられる。宇高浩氏によれば睦子が深夜ひそかに真木のもとを訪れ、毎朝喀血をみる旨訴えたのは安政元年四月一七日であるが(『守』二五)、あるいはこの前後頃のものであろうか?

12、文久三年(カ)七月三日母柳子宛

口上

残暑つよく御ざ候まゝとうぞ御用心被遊候様御願申上候。ころりなとはやり申候時分に相成候間、よくく御つゝしみ被遊可被下候。

一、関白様¹の拝領御羽二重一反さしあげ申候。おそめ被遊候へゝ又々のほせ可被成候。

一、菊四郎・菅吉²皆々無事にくらし居候。御きつかひ被成間敷候。

一、私もいそかしくハ御ざ候へともいたみへいし不申候まゝ御安心被遊可被下候。先づハあらゝめて度かしく。

七月三日

和泉守

母上様

内用平安

(1) 鷹司輔熙。真木が関白から羽二重をもらったという事実は宇高浩『真木和泉守』にもみえない。

(2) 弟大鳥居信臣の三男菅吉(信任)。

本書翰は文久三年のものと推定する。真木が菊四郎・菅吉らと起居をともし、かつ「いそかし」していたのは、この年以外にない。前年文久二年七月には菊四郎とともに久留米藩大阪邸(森久屋)に拘禁中であつたが、菅吉は水田に謹慎しており、また真木自身も「いそかし」いどころではない。翌元治元年七月は菊四郎とともに京都にあり、禁門の変直前の「いそかし」い状態にあつたが、菅吉は前年九月久留米に帰り投獄せられ一緒ではなかつた。以上により真木が菊四郎・菅吉ともども「いそかし」奔走していた七月は、五月二二日久留米出發、六月八日着京、京都政局の一中心として討幕運動を画策指導した文久三年のものと推定せざるをえない。

13、文久三年九月一四日母柳子宛

かへすく御さわりなき様に御願申上候。姉様かたによろしく申上可被下候。

文して申上参らせ候。大分さむく相成候処いよく御きけんよろしく御入被遊、めて度そんじあげ参らせ候。私も無事にてくらし居申候。外記も菊四郎とも一つに成り、次郎も一寸参り加賀も出あひ心つよくそんしあけ参らせ候。朔日には山口に参り候て長州御父子様に御めにかよりゆるくと御はなし申上参らせ候。みやこよりはおち参り候へともまだすたり不申候間、御安心可被下候。ちかきうちには又々のぼり可申、みやこにはよろしき事色々御ざ候よし。なにも御きつかひ被成間敷候。御国あたりにてはつまつらぬ事可申候人々も、内ばへけしてあしく御ざなく候。やかてうんひらけ可申御心やすく御待可被下候。かねなしにてこまり申候まうとうそけんやく被遊候てねとをこしらへ可被下候。先づはあらくめで

度かしく。

九月十四日

和泉守

母上様

内用無事

ミたしりか

(1) 長姉駒子(宮原)、次姉成子(川口)をさす。

(2) 弟大鳥居信臣の次男次郎(信謹)。

(3) 三弟小野加賀。

(4) 意味不明。

九月一四日付三田尻よりしたためた手紙といえ、文久三年八月一八日の政変にやぶれ京都を脱出し、二七日三田尻に到着して間もないころのものなることはあきらかである。『真木和泉守』によると小野加賀が九州監察使として下向することになっていた正親町公董を迎えるべしとの福岡藩命により三田尻にきたが、監察使は朝命により帰京したため、七卿に謁し、また真木らと会うことになった。九月一三日夜真木、加賀、外記、菊四郎らは夜を徹して語り合ったというが(同書七三ページ)、このとき大鳥居次郎も加わっていたことがあきらかとなった。

また九月朔日真木が正親町公董の使者と称して山口に赴き、毛利敬親父子に謁したことは『真木和泉守』『年譜』にもみえている。真木は長州藩当局に対し挙兵上京、会津・薩摩の「君側の奸」を除くことを痛論したが、長州藩は当時ひたすら謹慎恭順を旨とし、七卿の帰京復職を歓迎せんとする意見がつよく、真木の主張とはかなりへだたっていた。しかしこの文面には八・一八政変にやぶれ消沈するというより、むしろ軒昂たる意気さえ感じさせられる。

14、文久三年(カ)一〇月四日母柳子宛

かへすく

一筆申上参らせ候。まづくの寒さに相成候へどもごきげんよく被為入めて度存上参らせ候。私はじめ外記・菊四郎末々まで皆々無事にてくらし居申候。御安心被遊可被下候。此もとの事もとうやらおもしろく相成、又々めて度時節に相成可申とたのしみ申居候。木村¹よりにしき様のお母様のお文のうつし御らんに入可申。あの様にお心得置可被下候。初五郎²参候節白さとお御おくり被下、難有御礼申上候。先日山口に参り候間、わたほうし³もとめさし上申候。あね様⁴かたが御手紙御遣し被下、御礼かたくなにそとぞんじ候へどもかひとへの出来不申、いつれ京都ななにそあけ可申候。よろしく御礼申あげ可被下候。小棹はじめさきなどよろしく御願申上候。いつれとをからずめで度事申上候半とあらく申留候。めで度かしく。

十月四日

和泉守

母上様

内用無事

(1) このへんの文意をたどるに隔靴搔痒の感があるが、おそらく九月七日帰国した木村三郎に托した手紙のことであろう。なお「にしき様」であるが元治元年四月二四日母・妻・娘宛書翰に、菊四郎が三条実美の供で下関に行ったが「にしき様」が病氣のためまだ帰らぬ、二三日中に帰るであろうとした部分がある(『遺文』三一六ページ)。錦小路頼徳のことであろうか？

(2) 不明。

(3) 老人用の綿帽子のこと。

(4) 長姉駒子・次姉成子。

(5) 菊四郎の長女、このとき三歳。

一〇月四日現在真木・外記・菊四郎の三名が長州に滞在し、近く京都にのぼろうとする状況にあったこと、「先日山口

に参り」との字句が、年譜にある文久三年九月朔日(三日山口)に赴き長州藩主に対し拳兵上京を建白、同月二二日『三事草案』をもって再び出兵を促した事実を指したものであるかと推定されること、等によって本書翰を文久三年のものと考ええる。八・一八政変による挫折後真木は長州藩の武力によって京都政局を奪回せんとの意欲に燃え、また七卿の代理として長州藩当局に説くところ急なるものがあつた。「いつれとをからず」「めで度時節に相成可申」といった字句には真木の軒昂たる意気がうかがえる。

15、文久三年一月一四日母柳子宛

一筆申上参らせ候。寒さつよく相成候へども先づ御きげんよく御入被遊、めで度ぞんじあげ参らせ候。私も外記も無事にてくらし居候。主馬も又々かゝり申候よし。致しかた御座なく、しかしこれはおもてむきばかりにておきつかひ被遊間敷候。只々色々とおきつかひ被遊候事お気のどくにぞんじ上申候。今しばらくの事ゆゑおこらへ可被申候。

一、此品手^じしるしにさし上げ申候。うちかた御さびしくおぼしめし可被遊どうぞくむつましくらし候様に御願申候。まことよろしく御願申上候。

一、むかしの事をこれまで御ぞんじ居候所、なに事もわが身の上に来りしば見候様の事ばかりに御座候。しかし私ともは長州様よりあつく被遊おもひのほかけっこうのものに御座候。みすつる神ありたすくる神ありとは此様の事と存じ参らせ候。春はめで度風も来可被申候。たのしみ申候。あらゝめで度かしく。

十一月十四日

和泉守

母上様

内用無事

(1) 菊四郎の長女さき、次女みや(一歳)。

本書翰は文久三年のものと考えられる。その理由の第一は真木および外記が一月という月に長州藩の庇護を受けている年といえ、文久三年以外にありえないこと、第二にその前後ごろ主馬が譴責を受け囚禁されたらしいのはこの年一〇月二五日久留米において真木一党二五名が一せいに捕縛されたことを指しているのがほぼあきらかなこと、第三に水天宮真木宅にいた彼の孫は菊四郎の娘「さき」「みや」であるが、「みや」が文久三年夏の生まれで、それ以前には複数の孫の存在するいわれなく、翌天治元年一月となれば真木すでに世を去ったのちであるから文久三年以外にありえないこと、以上三点から考察して本書翰が文久三年のものであることは自明であらう。本書翰はすでに紹介した「文久三年（カ）一四日娘小棹宛書翰」と同日にしたためられたものであり、内容も重複する点が多い（小論「真木和泉守遺文」未収の家族宛書翰について」八日本歴史二五〇頁）。真木この年五一歳。八・一八政変後長州藩在中であり、毛利敬親に拳兵上京の急務を献策していた。文久二年二月薩州藩をたより脱出、寺田屋の変にやぶれ帰国幽囚、翌三年二月いったん解放されたが四月ふたたび下獄、五月また解囚され上京後在京尊攘派の中心となって活動した彼にとつて、長州藩こそ「たすくる神」であった。この長州藩の軍事力にたよつて京都を奪還し「めで度風も来可被申」き春の到来を期していたのであった。

16、文久三年一月二十九日母柳子宛

かへすくも寒さにおさわり不被遊候様のみお願申上候。

文して申上参らせ候。寒さひどく御座候へとも御きげんよく御入被遊、めて度そんじ上参らせ候。私・外記ともに皆々無事にくらし居申候。菊四郎もまだ参り不申候へども、よろしき所にいりこみよく／＼せわ致しくれ候よし。安心仕候。私ともへ御かみより御いたわり被下、なにもこまり申候事も御ざなく、かへりて水田に居候時よりへよろしく御座候。主馬さそく／＼たいくつと祭し候へとも、今ばらくの間ニ候間御こらへ候様ぞんじ参らせ候。只々あなた様御としゆく被遊候に、今の様に御なんぎをかけ候事くるしくぞんじ上候へども、長き事には御ざなく、来春の事を御まち可被申候。二郎・

すが吉などさぞく私をうらみ申候半と察し候。其まゝにとめおき候てよろしき事とぞんじ候へども、ことちの事もおもひかへし候へども、さらくくやくしくぞんじ参らせ候。いづれも今しばらくとさきをたのしみ申候様ぞんじ参らせ候。

一、初五郎事またくちをはき申候てむつかしき病氣になり申候。これには私もよほとこまり申候。少しにてもよろしくなり申候て、一寸かへし申候半とぞんじ居申候。

一、内かた皆々用心ばかりしておくらし可被成候。此様の時は外々よりなんのかんのと申立候間、何事もうちやめ候て家内むつましく、病人なき様にはかりおきを付可被申候。正月と申候ても御神前むきばかりにて外におしやりに可被成候。色々申上度事如山に御ざ候へどもあらくめて度かしく。

十一月二十九日ゆだにて認

和泉守

母上様

内用無事

(1) これよりはやく一〇月八日父の命によって九州米良へ向い出発、留守中であつた。後条元治元年正月一三日付書翰によると一月一日日歸着した。

(2) 元治元年三月朔日『毛利宰相に上りし書』に「さて諸侯多しといへども、真に尊攘の叡慮を遵奉して皇室を恢復する事を國にかへ身にかへて一意忠誠を竭す諸侯としては、我相公に及ふものなく」とあり〔遺文〕六一〜六二ページ)、同年六月『天闕へ上奏(一)』に「主人宰相父子」といった用例があり(同二二二ページ)、長州藩主を「主君」同様に見たてていることから同藩主を指したものと思われる。

(3) 大鳥居信謹。文久三年一〇月二五日久留米における真木一党弾圧に連座し投獄される。

(4) 大鳥居信任。文久三年六月真木について上京し、三条実美の護衛兵となつたが、八・一八政変後長州に赴き九月七日木村三郎ら一行とともに帰國、一〇月投獄される。

(5) 大鳥居信臣の妻、信謹・信任の母。

(6) 不明。前述の一〇月四日附書翰にも見える。

一月二十九日現在湯田において書翰をしたためるといふのは文久三年をのぞいて他にない。この年五月解囚された真木は二三日久留米より長州を經由して上京の途につき討幕運動を画策するが、八・一八政変にやぶれて長州に走り翌元治元年六月禁門の変への出発まで滞留した。弟大鳥居信臣の次男（次郎）三男（菅吉）云々は、彼らが一〇月二五日久留米における真木一党弾圧に連座し投獄せられたことをいふのであろう。九月七日菅吉が木村三郎一行と帰国するにあたり、真木はむしろ菊四郎らとともに長州にとどめようとしたが、その母琴路の心境をはかり帰国を許したのが裏目に出た、それが「くやしくぞんじ」られたのである。これより前文久二年二月真木の水田脱出の責めを負い、二人の父であり真木の弟であった信臣は八幡黒崎で自刃した。亡弟一家に寄せる真木の心遣いは無理からぬものがあつたのである。

また同じく父の責めを負い幽囚にある嗣子主馬、老齡七五歳となつた母……。しかも五一歳の暮れ近い彼は討幕の実現をめざし長州藩主に挙兵上京を説いていた。それだけに「今しばらくとさきをたのしみ」「来春の事を御まち」する心は一入切なるものがあつたのであろう。

17、年不明（文久三年暮力）娘小袖宛

かへすく

御文かたしけなくぞんじ参らせ候。寒さつよく相成候所御さはりなうめで度ぞんじ参らせ候。わしも無事にてくらし居申候。御あんしん可被下候。さてちうもんもの皆々そろひわしもうれ敷ぞんじ参らせ候。小袖などへあまりよろしくもなく御きに入申敷とぞんじ参らせ候へども、先づこれにてこらへ可被下候。かまほこ御見まいとしておくり被下、山々忝ぞんじ参らせ候。先づはあら／＼めで度かしく。

お茂富どの

父よ

内用無事

文意からおして多少居所の相へだたつたところからの手紙らしい。またどうやら小棹からねだられた品を買いととのえ、送附したときのものようである。水田は久留米より格段の隔地であつてそのような買物物は不可能のはずであつた。「寒さつよく相成」るころ真木が家族より遠くはなれ、久留米より買物物の便がよいところをいたといえば文久三年八月二七日以後元治元年六月一六日に至る長州滞留期間中文久三年暮ごろに相当するときではなからうか？

18、元治元年正月一三日母柳子宛

かへすく

初春の御寿めで度申おさめ候。先づく御きげんよく春を御むかへ被遊、めで度存じ上参らせ候。私も外記ともに無事にて年をかさね申候。御安心被遊可被下候。菊も此十日に参り申候。さて今としは御祈禱¹にかけく候きつかひいたし候へども七日の間はおゆるしに相成候よし。此れにてもあまりおにくみ不被遊事はわかり申候。御とし高く御なり被遊候まで皆々ちりくにて御きつかせ候事、誠にくるしくぞんじ上候へども天下中には私どもばかりにて御ざなく、くげ²様かたはじめましかずおふく候間、今しばしの間御なぐさめ可被下候。姉³様かたにわけて手紙もあけ不申候間、よろしく御つたへ被遊可被下候。いつも手紙認候節はいそか敷、こゝろならず御無いん申候。先づは無事のしるしまで。あらくめで度。猶

春ふかく申上候半と存じ上参らせ候。かしく

正月十三日

和泉守

母上様

内用無事

- (1) 水天宮の神符作成の行事が行なわれがたいとの謂であらう。
- (2) 公卿方をはじめとしてそのような人は数多い、ということであらう。
- (3) 長姉駒子、次姉成子。

本書翰は元治元年正月長州にあった真木が発した書翰と考えられる。「外記ともに」の用例はすでに紹介した書翰に何んかあるように文久三年八月一八日政変後長州に滞留していた期間の慣用句法である。また菊四郎が一月一〇日参着した旨を記しているが、これは前年一〇月父の命を受け肥後に赴く途中久留米水天宮の実家に立ち寄ったが、折しも真木一党の捕囚に遭遇、母睦子の旨を含んで肥前田代領代官平田大江の家にひそみ、ついで園部村(現佐賀県三養基郡基山町大字園部)大庄屋宅に移り、無事長州へ還ることができた(年譜、『守』七五九)。この菊四郎の動静については従来不明であったが本書翰によってその一端があきらかとなった。(補註)

(補註) 元治元年正月一二日小棹宛真木書翰(『遺文』三一五ページ)によれば菊四郎の帰着は一二日であるように受け取られ、疑いをおこす。

なお真木が嘉永五年の大獄に連座、水天宮神官の家職を奪われ水田に幽囚せられたのは嗣子主馬一八歳のときであった。由来水天宮では寒明け節分前一七日の間、潔斎の上深夜丑の刻に筑後川の水に浸り神符作成に要する清水を汲み上げるといふ年中行事を古くから行ない、真木は父存命中の文政五年一〇歳のときこれを伝授された(『守』四〇)。嘉永五年九月襲職を許された主馬が父真木からこの神水祈誓の法を受けたのは一月一二日夜水田天満宮大鳥居家においてであったといわれる(同二三)。家職をはなれ十年余の真木にとっても、家相伝の古法が主馬の幽囚のため果されぬ危険があったことは、気にかかることであつたらう。しかし藩はこの期間とくに主馬を解放し、この行事に従わせたらしい。真木はこのことをもって藩がみずからそれほどにくんでいない旨感じとつたようである。

本書翰は京都進発を議し長州藩論を一定せしめんとして奔走していた時期のものであるが、七七歳の老母に対し国事へ奔走するがゆえの不孝を詫びているところに人間真木の情愛がいかにあきらまわられているといふべきである。

む す び

以上、水天宮所蔵の未公開の母・妻・娘宛の真木和泉守書翰一八通を紹介してその年次を可能な限り推測し、当時の政治的背景のなかで苦悩する真木の姿を浮かび上らせてみた。これを年次別（「カ」および推定可能なものを含む）に分類すると

安政四年 （真木四五歳）

三通

〃 五年 （〃 四六歳）

二通

〃 五〇六年（〃 四六〇四七歳）

三通

水田幽囚時代（嘉永五・五・一七〇文久二・二・一六真木四〇〇五〇歳）

三通

文久三年 （真木五一歳）

六通

元治元年 （〃 五二歳）

一通

となり、うち一一通は水田時代のものである（すでに紹介した四通の内訳は安政六年一通、水田時代一通、文久三年二通となつている（△小論『真木和泉守遺文』未収の家族宛書翰について、日本歴史二五〇〇））。

水田時代の一〇年間、真木四〇歳から五〇歳に至る間の動静については宇高浩『真木和泉守』一三・一五・一六・一七・一八の各章において文献のみならず水田天満宮大鳥居家、娘小棹などの昔日談、さらには水田居住者らの口碑を引用したきわめて具体的な記述がなされている。しかしながらその割に史料の残存は必ずしも多くない。『真木和泉守遺文』所収史料中、水田時代の書翰は二二通ある。その年次別配分は

嘉永五年 二通（小野加賀宛二）

〃 六年 七通（宮原修藏宛二、宮原雅太宛四、妻睦子宛一）

安政元年 二通（会沢正志齋宛一、小野加賀宛一）

〃 二年 一通（宮崎信敦宛一）

〃 三年 一通（妻睦子宛一）

〃 四年 な し

〃 五年 五通（小野加賀宛三、阿蘇氏宛一、某宛一）

〃 六年 一通（小野加賀宛一）

万延元年 一通（柴山文平宛一）

文久元年 一通（妻睦子宛一）

（文久二年 八通すべて水田脱出後のもの）
年次不明 〓 水田時代一通（姉駒子宛）

となつてゐる。したがつてここに新史料の書翰一三通（含既紹介分二通）を得た意義は大きい。

つぎに水田脱出後天王山の自殺に至る二年有余（文久二・二・一六く元治元・七・二一）の期間の書翰は比較的多い。
すなわち

文久二年 八通（小野加賀・真木主馬宛一、今井新左衛門宛一、吉田玄蕃宛二、久坂玄瑞宛二、永田文里宛一、

馬淵貢宛一）

〃 三年 二五通（久坂玄瑞宛二、加藤幾次郎・若林岡右衛門宛一、矢野幸太夫宛一、中川宮宛八上書√一、

有馬監物宛一、白石正二郎兄弟宛一、久留米同志宛一、水戸人某宛一、坂木六郎・藤次郎宛一、京

都某宛一、木村三郎宛一、西郷吉之助宛一、中村九郎宛一、福羽文三郎宛一、毛利宰相宛（上書）
一、真木主馬宛（カ）一、母柳子宛二、娘小棹宛三、妻睦子宛一、母妻娘宛一、大鳥居琴路・雪宛
一）

元治元年 九通（小田村文助宛一、福羽文三郎宛二、森寺大和守宛一、小野屋勝藏宛一、娘小棹宛一、母妻娘宛三）

となる。ここに母・妻・娘宛の新書翰九通（含既紹介分二通）が加わったのである。

しかしながらさきの小論においてもべたように未紹介書翰はすべて家族、それも母・妻・娘宛のものであるため、政治向きの重要事項や思想的な問題にふれたものは残念ながら皆無にひとしい。したがってあらたにつけ加えるべき新事実をあげるにためらわざるをえないが、

(一) 安政五年はじめ頃水野正名・木村三郎ら嘉永大獄関係者とともに赦免せられるという風評あり、真木自身も大いに期待したらしい。またこのうわさは藩主頼成の参府発向の時期と密接な関係があったらしいこと。

(二) 水田在住の人々に対しある種のおきたりなさを持ち、そこから彼はかなりつよい武士階級の身分意識がうかがわれること。

(三) 国事に挺身するがゆえ家族に負担をかけるという真木のくるしみが随処ににじみ出し、その人間としての深みが看取されること。

(四) 遠山・津田家から嗣子主馬の妻を迎える腹づもりがあったこと。

(五) 文久三年九月一三日三田尻における真木、加賀、外記、菊四郎の会合に大鳥居次郎も参加していること。
といった諸点があげられるであろう。

以上、紹介した二二通（既紹介分四通を含む）のほか水天宮には水田時代のものと思われる真木の自筆書翰若干通、真

木菊四郎、大鳥居家関係者の書翰若干がある。今後調査研究をつづける計画をもっている。

(昭和四四・八・二二、稿)

付記 本論起草にあたり水天宮々司真木保典氏、同宮神官川口茂光氏には多大の御後援と御教示を辱うした。特記して深謝の意を表する。

A Paragraph of the Studies in Maki Izuminokami

—Through the Inedited Letters to his Mother,
Wife and Daughter—

Muneyuki YAMAGUCHI

It is well known that the "Collected Writings of Maki Izuminokami" contain 67 of his letters. But moreover the Temple Suitengū in Kurume possesses more than 20 of his letters to his family (mother, wife and daughter). Here I introduce 18 of these letters from 1857 (4. year of Ansei 安政) to 1864 (1. year of Ganji 元治) in full text. And I wish to indicate the fundamental facts wanting in the former studies of Maki Izuminokami.